

移動等円滑化取組計画書

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次とおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

車種区分が普通車一本化になった時点以降8年間で、当社が保有する特大・大型を除く全車両を、全てユニバーサルデザインタクシー（TOYOTA JPN TAXI）に置き換える。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

- ① 新人乗務員にはUD研修を全て受講させる。
- ② UDタクシーについて、車いす乗降の扱い等、実車研修を定期的に実施する。
- ③ 予約時の利便性向上を図るため、配車アプリの改良を行う。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対策となる旅客施設 及び車両等	計画内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ユニバーサルデザイン タクシー	・全ての乗合タクシー（特大・大型を除く）をUDタクシーに置き換える。（8年間 133台）

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	計画内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の配置	・全ての乗務員にUD研修を受講させる。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
配車アプリへの車両指定機能の追加	・既存車両が UD 車両に半数程度入れ替わったタイミングで、配車アプリから UD 車両の指定配車が出来るようシステムを改める。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の研修	・新人乗務員には UD 研修を全員受講させる。 ・UD タクシーを担当する乗務員を対象に、車いす使用者の乗降支援の実技研修を定期的に実施する。

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

- ・ウェブサイトや電話で寄せられる利用者の意見を社内で共有するとともに、取組の改善に活用する。特に重要な案件については、労使で開催のサービス向上委員会で取り上げ、速やかに今後の対応に活かす。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V その他計画に関連する事項

--

以上